

所掌事項

市長の諮問に応じ、概ね次の事項について調査及び審議を行う。

- ①観光開発基本計画
- ②観光資源の保護
- ③観光資源の開発及び整備
- ④観光資源の利用
- ⑤その他観光に関し市長が諮問したこと

設置根拠

宮古市観光審議会に関する条例

設置年月日

H17. 6. 6

委員定数

20人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R3. 9. 10

現任委員任期満了日

R5. 9. 9

担当課

産業振興部観光課

TEL : 0193-68-9091 内線 2513

FAX : 0193-63-9120

E-mail : kanko@city.miyako.iwate.jp

備考